

貨物・技術一体化マトリックス表

**【利用上の注意事項】**  
 この貨物・技術一体化マトリックス表は、技術の該非判定を容易にするため、経済産業省のH/Pで公開されている「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」を一体化したものです。（画面にはマトリックスの一部しか表示されないで、「ウィンドウ枠の固定」機能を使用すると便利です。  
 なお、外為令では技術の中にプログラムを含めて規定していますが、分かり易くするために、ここではプログラムと技術（＝プログラムを含まない）を分けて記載しているため、注意してください。

**（注）一部規定文を異なる表現を用いているので、正確な表現は法令集などによって規定文を確認いただきますようお願いいたします。**

1. 武器 / 2. 原子力 / 3. 化学兵器 / 3の2. 生物兵器 / 4. ミサイル / 5. 先端素材 /  
 6. 材料加工 / 7. エレクトロニクス / 8. 電子計算機 / 9. 通信 / 10. センサー /  
 11. 航法装置 / 12. 海洋関連 / 13. 推進装置 / 14. その他 / 15. 機微品目

△はプログラム  
 技術のうち、●は係る技術  
 ○は必要な技術  
 （ここで記載した技術にはプログラムは含まない。）

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解釈		外為令別表 3の2項で規制されるプログラム・技術	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味	政令:3の2項(1)	3の2項(2)
輸出令第3の2項(1)		貨物等省令第2条の2第1項				貨物等省令	貨物等省令第15条の3
輸出令第3の2項(1)	軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令第2条の2第1項	輸出令別表第1の3の2の項(1)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	ワクチン	原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子	原料として用いることができる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子をいう。	—
				ワクチン	医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであつて、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。	△ 第一号に該当する貨物の設計又は製造のために設計したプログラム	● 第一号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術
				アンデアン・ポテト・ラテントウイルス	Andean potato latent virusをいう。	● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	—
				水胞性口炎ウイルス	Vesicular stomatitis virusをいう。	—	—
				再構成1918年インフルエンザウイルス	別名再構成1918年スペインかぜインフルエンザウイルスともいう。	—	—
				テュクロウイルス	Choclo virusをいう。	—	—
				ハンタンウイルス	Hantaan virusをいう。	—	—
				豚ヘルペスウイルス-1	別名仮性狂犬病ウイルス、オーエスキー病ウイルスともいう。	—	—
				ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド	Potato spindle tuber viroidをいう。	—	—
				リッサウイルス属のウイルス	狂犬病ウイルス、ラゴスコウモリウイルス、モコラウイルス、ドゥベンヘイジウイルス、ヨーロッパコウモリリッサウイルス1、ヨーロッパコウモリリッサウイルス2、オーストラリアコウモリリッサウイルスをいう。	—	—
ルヨウイルス	Lujo virusをいう。	—	—				
貨物等省令第2条の2第1項	細菌(ワクチンを除く。)であつて、アルゲンチネン菌(ポツリヌス神経毒素産生株に限る。)、ウェルシュ菌(イブシロン毒素産生型のものに限る。)、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌(小コロニー型)、コクシエラ属パーネッティイ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌(血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157)、発疹チフスリケッチア、バラチ菌(ポツリヌス神経毒素産生株に限る。)、鼻疽菌、ブタ流産菌、フチリカム菌(ポツリヌス神経毒素産生株に限る。)、ペスト菌、ポツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株、野兔病菌又は類鼻疽菌	貨物等省令第2条の2第1項第2号	細菌(ワクチンを除く。)であつて、アルゲンチネン菌(ポツリヌス神経毒素産生株に限る。)、ウェルシュ菌(イブシロン毒素産生型のものに限る。)、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌(小コロニー型)、コクシエラ属パーネッティイ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌(血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157)、発疹チフスリケッチア、バラチ菌(ポツリヌス神経毒素産生株に限る。)、鼻疽菌、ブタ流産菌、フチリカム菌(ポツリヌス神経毒素産生株に限る。)、ペスト菌、ポツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株、野兔病菌又は類鼻疽菌	イブシロン毒素を産生するウェルシュ菌の株のみが規制対象であり、食品の試験及び品質管理のために用いられるウェルシュ菌株は除く。	△ 第二号に該当する貨物の設計又は製造のために設計したプログラム	● 第二号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術	
				牛肺疫菌(小コロニー型)	Mycoplasma mycoides subspecies mycoides SC (small colony)をいう。	● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	—
				志賀赤痢菌	Shigella dysenteriaeをいう。	—	—
				山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株	Mycoplasma capricolum subspecies capripneumoniae (strain F38)をいう。	—	—
貨物等省令第2条の2第1項	毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素(アルファ、ベータ1、ベータ2、イブシロン又はイオタの毒素に限る。)、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)、コトキシ、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシルベノール、T-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカミン、ポツリヌス毒素、ボルケンシン、マイクロシチン又はモデシン	貨物等省令第2条の2第3号	毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素(アルファ、ベータ1、ベータ2、イブシロン又はイオタの毒素に限る。)、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)、コトキシ、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシルベノール、T-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカミン、ポツリヌス毒素、ボルケンシン、マイクロシチン又はモデシン	コトキシ	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬	△ 第三号に該当する貨物の設計又は製造のために設計したプログラム	● 第三号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術
				志賀毒素	別名志賀様毒素又はベロ毒素(verotoxins及びverocytotoxinsをいう。)ともいう。	—	—
				ジアセトキシルベノール	別名デアセトキシルベノールともいう。	—	—
				ビスカミン	別名ビスカムアルバムレクチンともいう。	—	—
				ポツリヌス毒素	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬	● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	—
				—	—	—	—
貨物等省令第2条の2第1項	前号に該当するもののサブユニット	貨物等省令第2条の2第4号	—	△ 第四号に該当する貨物の設計又は製造のために設計したプログラム	● 第四号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術	● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術	

甲第12号証  
 年第28号証  
 添付資料(報料)



貨物・技術一体化マトリックス表

**【利用上の注意事項】**  
 この貨物・技術一体化マトリックス表は、技術の該非判定を容易にするため、経済産業省のH/Pで公開されている「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」を一体化したものです。(画面にはマトリックスの一部しか表示されないため、「ウィンドウ枠の固定」機能を使用すると便利です。  
 なお、外為令では技術の中にプログラムを含めて規定していますが、分かり易くするために、ここではプログラムと技術(=プログラムを含まない)を分けて記載しているため、注意してください。

(注)一部規定文を異なる表現を用いているので、正確な表現は法令集などによって規定文を確認いただきますようお願いいたします。

1. 武器 / 2. 原子力 / 3. 化学兵器 / 3の2. 生物兵器 / 4. ミサイル / 5. 先端素材 /  
 6. 材料加工 / 7. エレクトロニクス / 8. 電子計算機 / 9. 通信 / 10. センサー /  
 11. 航法装置 / 12. 海洋関連 / 13. 推進装置 / 14. その他 / 15. 機微品目

△はプログラム  
 技術のうち、●は係る技術  
 ○は必要な技術  
 (ここで記載した技術にはプログラムは含まない。)

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解釈		外為令別表 3の2項で規制されるプログラム・技術		
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味	政令:3の2項(1)	3の2項(2)	
貨物等省令第2条の2第1項		貨物等省令第2条の2第5号				貨物等省令第15条の3	貨物等省令第15条の3	
		2	細菌又は菌類であつて、クラビバクター・ミシガネンシス亜種セドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ポサダシ、コクリオポールス・ミヤベアヌス、コレトリウム・カーハワイ、ザントモナス・アクソノポディス・パンパー・シトリ、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・パンパー・オリゼ、シンキトリウム・エンドピオチウム、スクレロフトラ・ライシエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ、ブクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス、ブクシニア・ストリイフォルミス、ペロノスクレロスボラ・フィリビネンシス、マグナボルテ・オリゼ、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2	クラビバクター・ミシガネンシス亜種セドニカス コクシジオイデス・イミチス コクシジオイデス・ポサダシ コクリオポールス・ミヤベアヌス コレトリウム・カーハワイ ザントモナス・アクソノポディス・パンパー・シトリ ザントモナス・アルビリネアンス ザントモナス・オリゼ・パンパー・オリゼ シンキトリウム・エンドピオチウム スクレロフトラ・ライシエ・バラエティー・ゼアエ セカフォラ・ソラニ チレチア・インディカ ブクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス ブクシニア・ストリイフォルミス ペロノスクレロスボラ・フィリビネンシス マグナボルテ・オリゼ ミクロシクルス・ウレイ ラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2	ジャガイモ輪腐病の病原菌Clavibacter michiganensis subsp. sepedonicusをいう。 Oocidioides immitisをいう。 Oocidioides posadasiiをいう。 イネごま葉枯病の病原菌Cochliobolus miyabeanusをいう。 コービー炭疽(そ)病の病原菌Colletotrichum kahawaeをいう。 柑橘かいよう病の病原菌Xanthomonas axonopodis pv. citriをいう。 サトウキビ白ずじ病の病原菌Xanthomonas albilineansをいう。 イネ白葉枯病の病原菌Xanthomonas oryzae pv. oryzaeをいう。 ジャガイモがんしゅう砂の病原菌Synchytrium endobioticumをいう。 8.Sclerophthora rayssiae var. zeaeをいう。 ジャガイモ smut病の病原菌 Thecaphora solaniをいう。 カルナール黒穂病の病原菌 Tilletia indicaをいう。 ムギ類の黒さび病の病原菌Puccinia graminisをいう。 ムギ類の黄さび病の病原菌Puccinia striiformisをいう。 サトウキビベと病の病原菌Peronosclerospora philippinensisをいう。 イネいもち病の病原菌 Magnaporthe oryzaeをいう。 バラゴムノキ南米葉枯病の病原菌Microcyclus uleiをいう。 青枯病の病原菌Ralstonia solanacearum, races 3, biovar 2をいう。	△ 第五号に該当する貨物の設計又は製造のために設計したプログラム ● 第五号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術 ● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術		
		2	遺伝子を改変した生物(意図的な分子操作によって核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。)であつて次のいずれかを有するもの又は遺伝要素(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。)であつて次のいずれかの塩基配列を有するもの	核酸の塩基配列 遺伝要素 復元可能	次のいずれかに該当する微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列をいう。 イ 核酸の塩基配列又は核酸の塩基配列を転写又は翻訳した生産物を通じて、人、動物又は植物の健康に重大な危害を加えるもの ロ 塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、微生物又はその他の生物における人、動物又は植物の健康に重大な危害を加える能力を高めるもの 遺伝的に改変されているかどうか、又は全部若しくは一部が化学的に合成されているかどうかを問わない。 材料の不活性化及び調製が、核酸の分離、精製、増幅、検出若しくは同定の促進を意図したものである場合又はそうなることが知られている場合には、不活性化された組織体、ウイルス又はサンプルからの核酸の復元が可能であるとみなす。	△ 第六号に該当する貨物の設計又は製造のために設計したプログラム ● 第六号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術 ● 上記プログラムの設計又は製造に係る技術		
			イ 第一号に該当する遺伝子 ロ 第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を与えるもの(転写又は翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む。)又は病原性を付与若しくは増強することができるもの(血清型〇二六、〇四五、〇一〇三、〇一〇四、〇一一一、〇一二一、〇一四五、〇一五七その他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。)を有するもの以外のものを除く。)	病原性を付与若しくは増強する	核酸の塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、意図的に病気を引き起こす能力を付与又は増強することをいう。 毒性、伝染性、安定性、感染経路、宿主域、再現性、宿主の免疫を回避又は抑制する能力及び医学的対策に対する抵抗性又は検出能に関する変更を含む。			
			ハ 第三号又は第四号に該当するもの	大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。)の有するもの以外のもの	大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。)の有するもの以外のもの			
輸出令第3の2項(2)	次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの	2	輸出令別表第1の3の2の項(2)の経済産業省令で定める仕様のもの、次のいずれかに該当するものとする。	開発、製造若しくは散布に用いられる装置	開発、製造若しくは散布に用いられる装置をいう。			
輸出令第3の2項(2)1	物理的封じ込めに用いられる装置	2	物理的封じ込めに用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの	物理的封じ込めに用いられる装置	物理的封じ込めに用いられる装置をいう。		△ 第一号に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム ○ 第一号に該当する貨物の設計又は製造に係る技術	
			イ 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4の装置	P3又はP4	別名BL3若しくはBL4又はL3若しくはL4ともいう。			



## 貨物・技術一体化マトリックス表

**【利用上の注意事項】**  
 この貨物・技術一体化マトリックス表は、技術の該非判定を容易にするため、経済産業省のH/Pで公開されている「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」を一体化したものです。（画面にはマトリックスの一部しか表示されないため、「ウィンドウ枠の固定」機能を使用すると便利です。  
 なお、外為令では技術の中にプログラムを含めて規定していますが、分かり易くするために、ここではプログラムと技術（＝プログラムを含まない）を分けて記載しているため、注意してください。

**（注）一部規定文を異なる表現を用いているので、正確な表現は法令集などによって規定文を確認いただきますようお願いいたします。**

1. 武器 / 2. 原子力 / 3. 化学兵器 / 3の2. 生物兵器 / 4. ミサイル / 5. 先端素材 /  
 6. 材料加工 / 7. エレクトロニクス / 8. 電子計算機 / 9. 通信 / 10. センサー /  
 11. 航法装置 / 12. 海洋関連 / 13. 推進装置 / 14. その他 / 15. 機微品目

△はプログラム  
 ●は係る技術  
 ○は必要な技術  
 （ここで記載した技術にはプログラムは含まない。）

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解釈		外為令別表 3の2項で規制されるプログラム・技術	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味	政令:3の2項(1)	3の2項(2)
						貨物等省令	貨物等省令第15条の3
			ロ 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設に設置するよう設計された装置であって、次のいずれかに該当するもの (一) 両面扉式の高圧蒸気滅菌装置 (二) 防護服の汚染除去用のシャワー装置 (三) 機械的シール又は膨張式圧力シールを有する気密扉 貨物等省令第2条の2第2項第六号 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置又は物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの イ (略) ロ 物理的封じ込めチャンパー、アイソレータ又は安全キャビネットであって、次の全てに該当するもの(クラスⅢ安全キャビネットを含み、感染患者の看護又は運搬のために特に設計されたものを除く。) (一) 操作する者が物理的な防壁によって完全に隔離された作業空間を有するもの (二) 陰圧状態で操作することが可能なもの (三) 作業空間内で対象物を安全に操作するための手段を備えているもの (四) 作業空間の給気及び排気にHEPAフィルターを用いるもの	P3又はP4の装置	WHOの実験室バイオセーフティ指針(Laboratory Biosafety Manual)で定めるバイオセーフティレベルがP3又はP4の設計及び設備の基準を全て満たしている装置(実験室であって、定置されるもの又はトレーラーにより移動可能なものをいう。)をいう。		の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術 △ 第六号に該当する貨物を設計、製造又は使用するのために設計したプログラム ○ 第六号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術
輸出令3の2項(2)2	発酵槽又はその部分品	貨物等省令第2条の2第2号	発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの (一) 内容積が20リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌 (二) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された培養容器であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの (三) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であって、発酵装置を制御するための2以上のパラメーターを同時に監視及び制御をすることができるもの ロ 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの (一) 内容積が20リットル以上の密閉式の発酵槽 (二) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された使い捨て培養容器の収容装置 (三) (一)に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であって、発酵装置を制御するための2以上のパラメーターを同時に監視及び制御をすることができるもの	発酵槽 培養容器 使い捨て培養容器 収容装置 パラメーター	バイオリクター、ケモスタート又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。 発酵槽に組み込まれる容器単体をいう。 一回限りの使用(装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの(取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。)をいう。 密閉式の使い捨て培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。 発酵槽の運転温度、pH、栄養成分濃度、かくはん条件、溶存酸素量、通気条件、泡沫制御を含む。	—	△ 第二号に該当する貨物を設計、製造又は使用するのために設計したプログラム ○ 第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術
輸出令3の2項(2)3	遠心分離機	貨物等省令第2条の2第3号	連続式の遠心分離機であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの イ 流量が1時間につき100リットルを超えるもの ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの ハ メカニカルシールで軸封をしているもの ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの	遠心分離機 流量	デカンターを含む。 遠心分離機の流入口での流量をいう。	—	△ 第三号に該当する貨物を設計、製造又は使用するのために設計したプログラム ○ 第三号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術
輸出令3の2項(2)4	クロスフローろ過用の装置又はその部分品	貨物等省令第2条の2第4号	クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの(逆浸透膜を用いたもの及び血液の浄化を行うために設計したものを除く。) イ 有効ろ過面積の合計が1平方メートル以上のもの ロ 次の(一)又は(二)に該当するもの (一) 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの (二) 使い捨ての部分品を使用するもの	クロスフローろ過用の装置 滅菌又は殺菌することができるもの 使い捨ての部分品	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液と直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。 次の全てに該当する部分品のみをろ過の部分品として用いたものを除く。 イ 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にならざる構造になっているもの 物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。 当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。	—	△ 第四号に該当する貨物を設計、製造又は使用するのために設計したプログラム ○ 第四号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術



貨物・技術一体化マトリックス表

【利用上の注意事項】  
この貨物・技術一体化マトリックス表は、技術の該非判定を容易にするため、経済産業省のH/Pで公開されている「貨物のマトリックス表」と「技術のマトリックス表」を一体化したものです。（画面にはマトリックスの一部しか表示されないため、「ウィンドウ枠の固定」機能を使用すると便利です。  
なお、外為令では技術の中にプログラムを含めて規定していますが、分かり易くするために、ここではプログラムと技術（＝プログラムを含まない）を分けて記載しているため、注意してください。

（注）一部規定文を異なる表現を用いているので、正確な表現は法令集などによって規定文を確認いただきますようお願いいたします。

1. 武器 / 2. 原子力 / 3. 化学兵器 / 3の2. 生物兵器 / 4. ミサイル / 5. 先端素材 /  
6. 材料加工 / 7. エレクトロニクス / 8. 電子計算機 / 9. 通信 / 10. センサー /  
11. 航法装置 / 12. 海洋関連 / 13. 推進装置 / 14. その他 / 15. 機微品目

△はプログラム  
●は係る技術  
○は必要な技術  
（ここで記載した技術にはプログラムは含まない。）

輸出令第3の2項		貨物等省令第2条の2		解釈		外為令別表 3の2項で規制されるプログラム・技術	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味	政令 3の2項(1) 貨物等省令 一	3の2項(2) 貨物等省令第15条の3
				貨物等省令第2条の2第2項第四号の二中の部分品	次の全てに該当するものを除く。 イ 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上になる過構造になっているもの		
		貨物等省令第2条の2第2項第四号の二	前号に掲げるものに使用するように設計した部分品であって、有効な過面積が0.2平方メートル以上のもの				
輸出令3の2項(2)5	凍結乾燥器	貨物等省令第2条の2第2項第五号	凍結乾燥器であって、次のイ及びロに該当するもの イ 24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の水を作る能力を有するもの ロ 蒸気又はガスにより内部の滅菌をすることができるもの	24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の水を作る能力	水を基準物質とし、内部の圧力を13バスカに保持した状態における能力をいう。	—	△ 第五号に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム ○ 第五号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術
輸出令3の2項(2)5の2	噴霧乾燥器	貨物等省令第2条の2第2項第五号の二	噴霧式乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更に平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの	水分蒸発量 最小の部分品の変更に平均粒子径 滅菌又は殺菌することができるもの	1時間につき最大の水分蒸発量をいう。 噴霧ノズルの交換を含む。 レーザー回折により測定したものをいう。 物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。	—	△ 第五号の二に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム ○ 第五号の二に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術
輸出令3の2項(2)6	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	貨物等省令第2条の2第2項第六号	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置又は物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの イ エアライン方式の換気用の装置を有する全身の若しくは半身の衣服又はフードであるものうち、その内部を陽圧に維持することができるもの ロ（略）	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 衣服	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。 フードと一体のものをいう。	—	△ 第六号に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム ○ 第六号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術
輸出令3の2項(2)7	粒子状物質の吸入の試験用の装置	貨物等省令第2条の2第2項第七号	粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 動物の全身を暴露することができる吸入室を有するものであって、吸入室の容積が1立方メートル以上のもの ロ 12以上のげっ歯類の動物又は2以上のげっ歯類以外の動物の鼻部を直接エアゾールを流動させて暴露することができるものであって、これに用いるように設計した動物を保定する密閉型のホルダーを有するもの	粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置	実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するために設計された装置をいう。	—	△ 第七号に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム ○ 第七号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術
輸出令3の2項(2)8	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品	貨物等省令第2条の2第2項第八号	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの イ 航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するように設計した噴霧器又は煙霧機であって、初期粒径が体積メデアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるもの ロ 航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するように設計したエアゾール発生装置のスプレーム又はノズルであって、初期粒径が体積メデアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるもの ハ 初期粒径が体積メデアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるように設計したエアゾール発生装置	噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品 粒径 体積メデアン径 エアゾール発生装置	伝染性のあるエアゾールの形態で生物剤を散布することができないものは含まない。 ドップラーレーザー法又は前方型レーザー回折法のいずれかで測定したものとす。 VMD (Volume Medium Diameter) をいう。 ノズル、回転ドラム方式のアトマイザー又は類似の装置であって、航空機に搭載するよう設計又は改造した装置をいう。	—	△ 第八号に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム ○ 第八号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術
輸出令3の2項(2)9	核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	貨物等省令第2条の2第2項第九号	核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であって、一部又は全部が自動化されたものうち、一回の稼働で、連続した長さが一・五キロベースを超える核酸を五パーセント未満のエラー率で生成するように設計したものの			—	△ 第九号に該当する貨物を設計、製造又は使用するために設計したプログラム ○ 第九号に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術 ○ 上記プログラムの設計、製造又は使用に必要な技術